

町税等納期のご案内

納期限 **9月30日** 日①

国民健康保険税(3期)
介護保険料(3期)
後期高齢者医療保険料(2期)

■納め忘れのないように、ご確認ください。
■納期内納入にご協力をお願いします。

食品等の放射能測定結果

町で実施している簡易検査およびゲルマニウム半導体放射能測定器による検査結果をお知らせします。

簡易測定器による測定結果

■基準値を超えたものの内訳

月	検体数	検体名	測定結果 (Bq/kg)
7	0	—	—

■基準値未満または検出限界値以下のもの

月	検体数	検体名
7	43	かぼちゃ、きゅうり、スイカ、サヤインゲン、シソ、トマト、とうもろこし、ナス、ミョウガ、玉ねぎ、パレイショ、らっきょう、たけのこ、シイタケ、桑の実、梅、ドジョウ

ゲルマニウム半導体放射能測定器による測定結果

■基準値を超えたものの内訳

月	検体数	検体名	測定結果 (Bq/kg)
7	0	—	—

■基準値未満または検出限界値以下のもの

月	検体数	検体名
7	22	水道水
	12	井戸水、引き水
	5	一般食品など

※食品以外の検体については、結果に含まれていません。

気象庁からのお知らせ
『特別警報』の発表を開始します

気象庁では、平成25年8月30日から、新しく「特別警報」の運用を開始しました。

特別警報とは、「平成23年7月新潟・福島豪雨」のような数十年に一度あるかどうかの豪雨や津波などが予測され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、気象庁が最大限の危機感・切迫感を伝えるため発表するものです。特別警報の発表を知った

ら、ただちに命を守るための行動をとってください。

なお特別警報が発表されるまで安全というわけでは決してありません。警報が発表された段階でこれまで通り十分な警戒が必要です。

詳しくは、気象庁ウェブサイトでご確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsukeiho/index.html>

気象庁福島地方気象台

防災業務課

☎024-534-0321

小野町新規高卒者 雇用促進奨励金

交付申請の期限は**9月30日**です

9月1日までに小野町の新規高卒者を雇用した企業は小野町新規高卒者雇用促進奨励金の交付対象となります。交付申請の期限は9月30日となっておりますので、交付の条件などを確認の上、企画商工課までお申し込みください。

■事業内容

9月1日までに小野町の新規高卒者を雇用する町内企業

に対して、雇用1人あたり30万円を奨励金として交付します。

※本事業における「新規高卒者」とは、平成25年3月に高校を卒業した方のうち、①、②のいずれかに該当する方のことをいいます。

① 県立小野高校の卒業生

② ①以外の者で、高校卒業後、小野町に住んで働く方

■交付の条件など

・小野町内に本社または事業所、工場などを有する企業などであること。

・新規高卒者を対象とした求人ハローワークまたは高校に提出し、その求人に基づいて正規雇用(期間の定めのない労働契約により雇い入れること)すること。

・新規高卒者を正規雇用した日の前後6カ月において、事業主都合による離職者がいないこと。

・正規雇用した新規高卒者が、雇用契約日の翌年3月1日の時点で6カ月以上継続して働いていること。

より詳しい情報や交付申請時に使用する様式などを町公式ウェブサイトに掲載していますので、ご覧ください。

企画商工課

☎72-6939